

小松市国際交流協会規約

(名称)

第1条 この会は、小松市国際交流協会（Komatsu International Association）（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、小松市小寺町乙 80-1 に置く。

(目的)

第3条 本会は、市民レベルによる諸外国との相互交流と友好親善の増進を図り、世界に開かれた地域社会づくりと国際社会の平和と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流、国際理解及び国際協力活動の推進
- (2) 多文化共生社会づくりの推進
- (3) 国際ボランティア及び市民活動の支援
- (4) 国際交流に関する情報の収集及び提供
- (5) 国際交流関係諸団体への支援と団体相互の連絡調整
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員の種類及び会費)

第5条 本会の会員の種類及び会費等は、次に掲げるとおりとする。

- | | | | |
|-------------|----|----|---------|
| (1) 個人会員 | 年額 | 1口 | 1,000円 |
| (2) 団体・法人会員 | 年額 | 1口 | 10,000円 |
- 2 会費等については、総会の承認を得て減額することができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 運営委員 | 若干名 |
| (4) 監事 | 2名 |
- 2 会長及び副会長は、運営委員の互選とし、総会の承認を得る。
- 3 運営委員及び監事は、総会において会員の中から選任する。ただし、欠員が生じた場合は、

運営委員会において会員の中から選任し、総会の承認を得る。

- 4 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 5 役員に欠員が生じた場合の補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第7条 本会に顧問、及び参与を置くことができる。

- 2 顧問、及び参与は、運営委員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問、及び参与は、本会の運営に関し助言する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理するとともに運営委員会及び総会の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序により、その職務を代理する。
- 3 運営委員は、会長、副会長とともに運営委員会を構成し、本会の運営について協議する。
- 4 監事は、本会の事務及び会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び運営委員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、すべての個人会員をもって構成し、運営委員会は、会長、副会長及び運営委員をもって構成する。
- 3 通常総会は毎年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認める時に開催する。
- 4 総会及び運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会)

第11条 総会は、年1回会長が招集する。

- 2 総会は、第6条に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (3) 事業報告及び収支決算に関すること。

(4) 役員を選任及び承認に関すること。

(5) その他、本会の運営に関する重要な事項。

3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときに議長の決するところによる。

(運営委員会)

第 12 条 運営委員会は、この規約で別に定めるものの他、次に掲げる事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき議案に関すること。

(2) 総会で議決した事項の執行に関すること。

(3) 総会の議決を要するもので、緊急を要し、総会を召集する期間がないと認められる事項。
但し、この場合には総会に事後報告し、承認を受けなければならない。

(4) その他、総会の議決を要しない会務の執行等に関すること。

(活動部会の設置)

第 13 条 本会は、必要に応じて活動部会を設置することができる。

2 部会の部会長は、会長が運営委員の中から委嘱する。

3 部会の副部会長は、部会長が部会員の中から指名する。

4 部会は、部会長が指名する会員で構成する。

5 部会は、部会長が必要に応じ召集し、部会員の合意をもって意思決定をする。

(事務局)

第 14 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務処理を円滑に進めるため、事務局に必要な職員を置くことができる。

(会計)

第 15 条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会の承認を得て会長が別に決める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 5 年 11 月 12 日から施行する。
- 2 この規約は、平成 6 年 4 月 26 日から施行する。
- 3 この規約は、令和元年 5 月 12 日から施行する。

(会員の種類及び会費等の特例)

- 1 令和元年 5 月 11 日以前の賛助会員は、同年 5 月 12 日の規約改正により法人・団体会員へと統合するものとする。
- 2 令和元 5 月 11 日以前の協力団体は、同年 5 月 12 日以降も引き続き協力団体として継続することができるものとし、年会費は 1 口 5,000 円とする。